

指定管理者施設における端末機器の借入れ仕様書

奈良県総務部 I C T 推進課

令和 2 年 1 1 月

1. 調達目的

指定管理者制度導入施設における施設予約システムでの予約受付、予約状況確認及び許可書等の帳票出力をするためのパソコン及びプリンタを導入すること。

2. 機器調達

パソコン・プリンタ機器等 一式

3. 借入期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日

4. 機器等の納入場所

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 大淵池公園 | 奈良市中山町西1丁目 |
| (2) 社会教育センター研修施設 | 葛城市寺口1096 |
| (3) 第二浄化センタースポーツ広場 | 北葛城郡広陵町萱野100-1 |
| (4) 橿原公苑明日香庭球場 | 高市郡明日香村小山183 |
| (5) 社会福祉総合センター | 橿原市大久保町320-11 |
| (6) まほろば健康パーク | 大和郡山市宮堂町310 |

※パソコン・プリンタ機器等の台数は、1セットずつ納入

5. 共通的必要事項

- (1) 調達機器等の詳細については別紙端末機器詳細仕様書による。
- (2) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律/（平成十二年五月三十一日法律第五百号）に適合している製品であること。）
- (3) 納入物品の設置、納入、調整については、担当者の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については、担当者の指示又は承認を受けること。
- (5) 納入する機器類は、それぞれ同一メーカーの同一型番であること。（なお内部のメモリやSSDなどの部品においても同様に同一型番であること）
- (6) 納入する機器類は、所定の設置設定を行った後、円滑に動作するものであること。
- (7) 納入する機器の全てについて、必要となる物品については、別紙端末機器詳細仕様書の記載の有無に関わらず全て納入すること。
- (8) 導入に際し、担当者が不要と判断する梱包材、付属品、マニュアル等については、落札者の責任において撤去すること。
- (9) 機器等の修理については、原則として納入場所への訪問修理とし、迅速に対応すること。その際は、速やかに障害原因及び処置について担当者に報告するとともに、指定された設定やソフトウェアのインストールを実施した上で当初の設置場所に設置すること。
- (10) 納入する機器類の保守については、別紙端末機器詳細仕様書によること。ただし、初期不良品については発生日より1週間以内に交換等の処置を行うこと。

6. 配線、設定作業等

- (1) 別途落札者に対して掲示する設定に基づいて担当者の指示のもと、接続作業を行うこと。
- (2) パソコン機器等の環境設定については、別途落札者に対して掲示する設定を行うこと。

7. その他

- (1) 納期期日までに、指定するソフトのインストール、設置・設定作業及び動作確認を完了させること。

- (2) 奈良県内もしくはその近郊に納入機器の修理・保守等に対応できるサービス拠点を有し、そのサービス拠点にハードウェアに精通した保守要員を確保し、障害発生時には速やかに対象機器の障害回復ができること。
- (3) 入札希望業者は、入札前に入札しようとする全ての機器について機種形式等を明確にする資料（カタログ等）をICT推進課に提出すること。
- (4) 入札対象とする機器について、事前に実機による機能審査を行う場合があるので求められた場合は速やかに応じること。